

平成 23 年 4 月 1 日

各 位

西日本シティ銀行

## 被災された東邦銀行の預金者に対する「代理現金払戻し」について

この度の東北地方太平洋沖地震により被害に遭われた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

西日本シティ銀行(頭取 久保田勇夫)は、東北地方太平洋沖地震により被災され、東邦銀行にご預金をお持ちで福岡県内など当行営業店の所在地へ避難された方を対象として、下記のとおり「代理現金払戻し」業務を行うことといたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 対象銀行

東邦銀行(本店所在地:福島県福島市)

#### 2. 当行の取扱店および取扱い時間

全営業店で平日の9時~15時の取扱いとなります。

ただし、取扱ができない一部の店舗(相談専門店等)がございますので、ご了承ください。

#### 3. 「代理現金払戻し」業務の内容

##### (1) 対象となる口座

- ・東邦銀行の当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、定期預金、定期積金、通知預金

##### (2) 現金払戻し限度額

- ・通帳・お届け印をお持ちでない場合(いずれかをお持ちでない場合も含む)は、法人・個人を問わず、預金口座の残高の範囲内において、1口座あたり 1日10万円(千円単位)までとさせていただきます。
- ・通帳・お届け印のいずれもお持ちの場合は、法人・個人を問わず、預金口座の残高の範囲内において、1口座あたり1日100万円(千円単位)までとさせていただきます。
- ・財産形成預金(一般)については、証書・お届け印をお持ちの場合でも、限度額は残高の範囲内において、1口あたり1日10万円までとさせていただきます。

#### 4. 本人確認について

- (1) ご本人の確認ができる運転免許証や健康保険証等の資料を可能な限りお持ちください。
- (2) いずれの本人確認資料もお持ちでないお客さまは、西日本シティ銀行の窓口へご相談ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先 西日本シティ銀行 事務統括部 担当: 定松・津田 092-476-2301
--